令和３年４月１日から 申請書などへの押印が不要になります！

市では、令和元年８月の都城デジタル化推進宣言（令和３年２月アップデート）に基づき、市民や事業者の申請に係る負担軽減を図るとともに、行政手続きのオンライン化推進のため、市に提出される申請書などへの押印の見直しを令和２年度当初から進めてきました。

本年度 10 月には、押印見直しに関する方針を決定。一部の例外を除いて、市に提出される申請書や、職員が内部で利用する書類への押印が令和３年４月１日から不要になります。

なお、市の公共施設を運営する指定管理者や第三セクターが所管する申請書などについても、押印見直しの検討を要請しています。

◎問い合わせ　総合政策課　☎ 23-7161

押印不要のメリット

申請書などへの押印を不要とすることで、申請にかかる時間が短縮されます。また、印鑑を忘れて申請ができないことや、家に取りに帰るなどの必要もなくなります。

さらに、マイナンバーカードなどの公的個人認証を利用したオンライン申請が進めやすくなり、市役所に行かなくともさまざまな手続きが可能になります。

押印を不要とする申請書など

◉約2、725種類（既に見直し済み214種類）

【押印不要の申請書などの例】

国民健康保険高額療養費支給申請書、介護保険要介護認定・要支援認定申請書など

今後も押印が必要な申請書など

◉約378種類

実印が必要なもの、国や県が様式を定めているもの、他機関に提供するもの、契約に関するものなど

◉その他

・国や県が定めている様式は、法令や県条例などの改正がされた時点で、押印を不要とします

・押印が不要な申請書などや押印が残る申請書などの一覧を、市ホームページで４月上旬に公開します

※各数値は、２月18日時点

今後の手続きイメージ

見直し前

「署名＋押印」または「記名＋押印」が必要

氏名　肉戸焼酎

見直し後

「署名」の場合は押印不要

氏名　※署名または記名押印　肉戸焼酎　印

または

氏名　※署名または記名押印　肉戸焼酎

※「記名＋押印」でも可